



山形県公報

平成25年4月1日(月)

号外(24)

目次

病院事業局関係

規程

- 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程…………… 1
- 山形県病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程…………… 3
- 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程…………… 5
- 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程…………… 同
- 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程…………… 6
- 山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

病院事業局関係

規程

山形県病院事業管理規程第6号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程(平成15年3月県病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

主任栄養士	上司の命を受けて栄養指導業務を処理する。
栄養士	上司の命を受けて栄養指導業務に従事する。
主任薬剤師	上司の命を受けて薬剤業務等を処理する
薬剤師	上司の命を受けて薬剤業務等に従事する。
主任診療放射線技師	上司の命を受けて診療放射線業務を処理する
診療放射線技師	上司の命を受けて診療放射線業務に従事する。
主任臨床検査技師	上司の命を受けて臨床検査業務を処理する
臨床検査技師	上司の命を受けて臨床検査業務に従事する。
主任理学療法士	上司の命を受けて理学療法に関する業務を処理する。
理学療法士	上司の命を受けて理学療法に関する業務に従事する。

第7条第2項の表中

主任作業療法士	上司の命を受けて作業療法に関する業務を処理する。
作業療法士	上司の命を受けて作業療法に関する業務に従事する。
主任看護師	上司の命を受けて看護業務を処理する。
看護師	上司の命を受けて看護業務に従事する。
助産師	上司の命を受けて助産及び保健指導業務に従事する。
主任歯科衛生士	上司の命を受けて歯科衛生業務を処理する。
歯科衛生士	上司の命を受けて歯科衛生業務に従事する。
主任歯科技工士	上司の命を受けて歯科技工業務を処理する。
歯科技工士	上司の命を受けて歯科技工業務に従事する。
主任臨床工学技士	上司の命を受けて臨床工学業務を処理する。
臨床工学技士	上司の命を受けて臨床工学業務に従事する。
言語聴覚士	上司の命を受けて言語聴覚業務に従事する。

を

看護師	上司の命を受けて看護業務に従事する。
-----	--------------------

に改め、同条第3項を削り、同

条第4項中「課長補佐」を「課長補佐、審査専門員」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とする。

第8条の表山形県立中央病院の項中「皮膚科」を「小児外科、皮膚科」に改める。

第10条第1項中「並びに室」を「並びに科、室」に改め、同項の表山形県立中央病院の項中

医療安全部		を	医療安全部	感染管理室	に改
-------	--	---	-------	-------	----

め、同項中「、用度係」を削り、同表山形県立河北病院の項中

	化学療法室	
	地域医療室	

を

	化学療法室	
--	-------	--

に、

手術部		
-----	--	--

を

地域医療部		
手術部		

に改め、同条第3項を次のように改める。

3 山形県立中央病院の次の表の左欄に掲げる課に、同表の中欄に掲げる課内室を置き、当該課内室に、同表の右欄に掲げる係を置く。

課名	課内室名	係名
経営戦略課	調達室	調達係
医事相談課	診療情報分析室	診療情報分析係
	医療相談室	

第13条中「当該部」を「当該科」に改め、同条の表事務部の項中「、用度係」を削る。

第16条中「科、」を削り、「当該部」を「当該室」に改め、同条の表事務部の項中「、用度係」を削る。

第17条第1項の表中「地域医療室」を「病歴管理室」に、

課長補佐	課	課長を補佐し、課の事務を整理する。
------	---	-------------------

を

課長補佐	中央病院及び救命救急センターの総務課	課長を補佐し、課の事務を整理する。
室長補佐	中央病院の臨床工学室	室長を補佐し、室の事務を整理する。

に改め、同条第4項の表中

視能訓練士	上司の命を受けて視能訓練業務に従事する。
-------	----------------------

を

視能訓練士	上司の命を受けて視能訓練業務に従事する。
主任診療情報管理士	上司の命を受けて病歴管理に関する業務を処理する。

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第7号

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表中央病院の項中

臨床工学技士	がん・生活習慣病センター臨床工学技士及び救命救急センター臨床工学技士
診療情報管理士	がん・生活習慣病センター診療情報管理士
栄養士	がん・生活習慣病センター栄養士
副主任技能員	がん・生活習慣病センター副主任技能員

を

栄養士

がん・生活習慣病センター栄養士

に改め、同表がん・生活習慣病

センターの項中

事務部経営戦略課会計係長	中央病院事務部経営戦略課会計係長
事務部経営戦略課用度係長	中央病院事務部経営戦略課用度係長

を

事務部経営戦略課会計係長

中央病院事務部経営戦略課会計係長

に、

臨床工学技士

中央病院臨床工学技士及び救命救急センター臨床工学技士

を

臨床工学技士

中央病院臨床工学技士

主任診療情報管理士

中央病院主任診療情報管理士

に改め、同表救命救急センター

の項中

事務部経営戦略課会計係長	中央病院事務部経営戦略課会計係長
事務部経営戦略課用度係長	中央病院事務部経営戦略課用度係長

を

事務部経営戦略課会計係長

中央病院事務部経営戦略課会計係長

に、

臨床工学技士

中央病院臨床工学技士及びがん・生活習慣病センター臨床工学技士

を

臨床工学技士

中央病院臨床工学技士

に、

主任診療情報管理士

中央病院主任診療情報管理士

副主任技能員

中央病院副主任技能員及びがん・生活習慣病センター副主任技能員

を

副主任技能員

中央病院副主任技能員

に、

施設技能員	中央病院施設技能員及びがん・生活習慣病センター技術技能員	を に改める。
施設技能員	中央病院施設技能員及びがん・生活習慣病センター施設技能員	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第8号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「経営企画主幹」を「経営主幹」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第9号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第50条第2項の表特別休暇の項中

別表第3に定める書類	を
------------	---

1 特別休暇承認申請書（別記様式第21号）	に改める。
2 別表第3に定める書類	

別記様式第1号（裏）を次のように改める。

（裏）

注意	1 記載事項に異動があったときは、直ちに書換えを受けること。
	2 職員でなくなったときは、必ず返還すること。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 改正前の別記様式第1号の規定による職員証でこの規程の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による職員証とみなす。

山形県病院事業管理規程第10号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第38条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第11号

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 人事・服務の項中第17項を削り、第18項を第17項とし、第19項から第23項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2 事務局長専決事項の欄第2項中「第4項、」を削り、同欄中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。